多久市小規模修繕工事契約希望者登録申請実施説明書

【一般的事項】

１　この登録制度は、市が発注する小規模な修繕工事契約のうち、競争入札参加資格審査申請（いわゆる指名願）をしていない方でも契約することができる「小額で内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、指名業者選定の対象とするものです。

〔申請できる方〕

1. 市内に住所を有している方または主たる事業所を置き、競争入札参加資格審査申請を

 　していない方（適法な範囲で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数等は

問いません。）

②　市に納めなければならない税金（国民健康保険税を含む）について、未納がない方

〔申請できない方〕

1. 市内に住所を有せず、かつ市内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店

がある場合など）

1. 成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ていない方
2. 競争入札参加資格審査申請を提出している方
3. 市に納めなければならない税金（国民健康保険税を含む）について滞納がある方

この登録申請をした方は、審査後「多久市小規模修繕工事契約希望者登録名簿」に登載します。この名簿を市役所内全課が閲覧して、小規模な修繕工事等を発注する際に指名業者（見積依頼）選定の対象とします。ただし、指名や契約を約束するものではありません。

２　この登録申請は令和６年３月１１日（月）から、８時３０分から１７時まで（閉庁日除く）随時受け付け、令和６年４月１日以降の名簿に登載された日から登録有効となります。

　　有効期限は令和８年３月３１日までです。その後は、２年ごとに改めて申請による受付登録を行います。

３　見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の事業者との価格競争により、最も低い価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りに指名された場合、都合により辞退することは自由です。その場合は担当者に連絡をしてください。

４　契約を締結することとなった場合は、発注者と書面（請書）により契約します。

　この場合の契約保証金は免除とします。

５　契約の履行は多久市財務規則に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は自ら履行することとし、下請けは認めませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種（３業種以内）を得意な順に記載してください。

６　代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後に請求書に基づき支払います。支払期間は正当な請求書を受けた日から３０日以内です。前払いや中間の支払いはありません。

７　契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録者が、請負に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

８　この登録者名簿は市役所全課に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

　　この制度について、不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

　　　〒８４６－８５０１　　多久市北多久町大字小侍７番地1

　　　　　　多久市役所　財政課 契約検査係　　℡　７５－２１３２